

平成27年度食の安全安心セミナー（大河原会場）開催結果

- | | | |
|---|--|----------------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成27年11月27日（金）午後1時30分から午後3時30分まで |
| 2 | 場 所 | 宮城県大河原合同庁舎 別館第2会議室 |
| 3 | 内 容 | |
| | (1) 講 演 | |
| | イ「食品に含まれるトランス脂肪酸の評価について」 | |
| | 講師 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課 技術参与 小林 協子 氏 | |
| | ロ「食品表示法について」 | |
| | 講師 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 主査 齋藤 啓豪 | |
| | (2) 質疑応答 | |

- 1 参加者
34名

2 意見交換の主な内容

問1 食育のブースで女子高生の食事を以前計算したところ、多くの女子高生がトランス脂肪酸の摂取量を超えているという測定結果になった。先ほど、トランス脂肪酸の摂取量は多くの日本人で基準値以内に収まっているとのことであったが、若い人など局所的にみれば摂取量を超えている人もいるかと思うが、講師のご見解を伺いたい。

答1 国としてではなく個人的な見解ということで回答する。食品安全委員会で設置している食の安全ダイヤルの相談にもトランス脂肪酸の表示を義務づけるべきといった意見も頂くが、表示の義務化に伴いコストが最終製品に転嫁されることになる。

トランス脂肪酸については、摂取量調査で上位95%の摂取量の人たちでも国際的なWHOの1日の摂取エネルギーの1%という基準より少ない量しか摂取していない。トランス脂肪酸を超過しているような人たちは、食品表示などにほとんど関心を持たずに暮らしている状況である。そのような方には、今回のセミナーや食育の観点など啓発等を実施して偏ったものばかり食わずに、バランス良い食生活を摂るよう情報提供していくことの方が有効な手段ではないかと思う。（食品安全委員会）

問2 食品表示法の施行に伴い機能性表示食品制度が創設されたが、表示する機能性の根拠は事業者の責任のもと消費者庁に届出されるものだが、食品安全委員会として今後届出られた内容について検証するといったことについて、検討しているか教えて頂きたい。

答2 今後のことについては分からないが、現時点では特定保健用食品については食品安全委員会で安全性の評価を実施しているところである。機能性表示食品については、御承知のとおり事業者の責任のもと表示する制度であり、この趣旨からすると国が安全性を後追いで根拠を評価するという事は難しいのではないかとと思われる。（食品安全委員会）